

林業における産別組合化論

——全林野労働組合の組織単一化構想——

藤井 浩 明

1 はじめに

日本の労働組合は企業別組織形態が支配的であり、組合運営に関する主権を企業別組織が握っている。日本の企業別労働組合の特徴は、特定企業の正規従業員のみには組合員資格を認めていることである。同じ企業に勤務していれば、職種に関係なくホワイトカラーの労働者もブルーカラーの労働者も同じ組合に加入しているが、一方で同じ職場で働く非正規従業員は組合員になることができない場合が多い。こうした日本の企業別労働組合に対して、労使関係の安定による経済成長への寄与、技術進歩への柔軟な適応力、生産性向上の成果配分といった点から、肯定的に評価する見解もあるが¹⁾、企業別労働組合は、中小企業労働者や非正規労働者の組織率の低さ、労働条件の企業規模間格差、正規労働者と非正規労働者の賃金格差といった問題にも繋がっている。また、非正規労働者保護に関わる法制度の整備、社会保障制度の拡充など、企業レベルを超えて取り組む課題に対して有効に機能していない²⁾。

日本にも産業別労働組合と呼ばれる組織は存在するが、そのほとんどが企業別労働組合の連合体であり、その産業別労働組合が、団体交渉に直接関与することは非常に少ない。組合組織率が低下し、労働組合の社会的意義と存在感が薄れていくなかで、現状を変え、様々な問題を克服していく方策として産業レベルの労働組合を中心とした運動へと転換していくことも検討するべきである。

このような問題意識から、かつて産別単一組織化に取り組んだ事例を考察していく。松村(2013, 1章, 3章)は、私鉄産業とビール産業における産別単一組織化への移行について考察している。ともに1960年代より産別単一組織化が具体的に構想され、その案が組織綱領に明記されるに至ったが、実現には至らなかった。同じ1960年代に産別単一組織化が志向された産業として林業がある。国有林の労働者を組織する全林野労働組合(全林野)は、1963年に「組織綱領草案」を作成し、産別単一組織化を志向することを示した。「草案」のなかで示された

1) 白井(1998)142-146頁。

2) 松村(2013)12頁。

産別単一組織化構想は、国・公・私有を問わず林業のすべての労働者を含めた産業別労働組合の確立によって、企業別組合の弱点の克服を志向するものであった³⁾。

佐野（1985, 158頁）は全林野に対して、産別単一化を「組織綱領」としてまとめただけでなく、その具体的実践化をはかり、組合運動を原則的に展開している貴重な存在と評価している。しかし、その後、林業の労働組合の産別単一組織化は実現していない。現在、林業の労働組合にて、産別単一組織化構想がどのように扱われているのかについて明らかではない。本論文では、全林野によって取り組まれた産別単一組織化構想の内容と実践、その帰結について考察することを課題とする。

なお、松村（2013）では、産別労使団体が交渉当事者として関与し、企業横断的に展開され、多くの場合に統一的な合意が形成された交渉形態を総称して「産業レベル交渉」と呼び、産業レベル交渉の進展の過程で、従来からの企業別組織の連合体から個人加入単位で企業横断型組織に移行する構想や運動を「産別組合化論」と呼んでいる。本論文も「産別組合化論」を同様に定義する。

2 林業の労働組合

(1) 国有林労働者の組織化

国有林労働者の労働組合については、職員の労働組合である「全林野職員労働組合」が1950年に誕生した。一方、作業員の労働組合は、全国組織として、総同盟系の「全国官林労働組合」（1948年発足）、産別会議系の「全国営林労働組合」（1949年発足）が作られた。その後、1950年に「全国官林労働組合」と「全国営林労働組合」とが統合され、「全国国有林労働組合」が発足し、作業員労働組合は一本化された。

1952年に公共企業体等労働関係法（公労法）が改正され、国有林野事業に対しても同法が1953年から適用されることになった。この公労法の適用にともなう交渉単位問題を契機として、1953年に職員と作業員の統一組織である「全林野労働組合」が成立した。

作業員と職員との合同組織になったとはいえ、雇用権限や労働条件決定権の所在は異なり、双方の独自性を維持したままであり、同一組織という形式・枠組みは、異質なものを均質化する出発点に立つこと、新しい段階での問題解決への起点であった⁴⁾。

この組織問題が顕在化する契機となったのが、1958年・1959年の東北闘争であった。東北闘争とは作業員賃金の出来高制から日給制への切り替えを求めた闘いであったが、全林野側の敗北に終わった。この東北闘争は当局による労務管理の強化と組合分裂への介入を招き⁵⁾、全

3) 佐野（1985）156-157頁。

4) 佐野（1985）166-167頁。

5) 佐野（1985）168-170頁。

林野の分裂＝日本国有林労働組合（日林労）の結成へと繋がった⁶⁾。

(2) 民間林業労働者の組織化

明治期における奈良県・川上村山労，大正期の和歌山県・古座川山労にみられるように，民有林労働組合の成立は古い。その組織は，戦時中も産業報国会のかたちで継承され，敗戦後，労働組合として早期に再出発した⁷⁾。1945年12月に川上村労働組合（1949年に川上村山林労働組合に名称を変更）が結成され，その後，奈良県吉野郡を中心とする各町村に民有林労働組合が結成された。

当初，民間林業の労働組合は労働者供給業的性格が強く，就労先確保に重点を置いていたが，次第にその運動は厚生手当制度（退職共済），日雇失業保険，日雇健康保険などの社会保障制度へと向かうことになり，地方自治体，政府への働きかけが必要となった。ようやく府県の枠を超えた全国組織の必要性が認識されるようになったが，当時の山林労働組合の実力，地域的遍在性からして，独自に全国組織を結成することは極めて困難であった⁸⁾。

1960年代に入ると，全林野と民間林業労働組合の協議会の結成が進み，民間林業労働者の全国的組織の確立をめざす運動も具体化し，1972年に全国単一組織としての「全国山林労働組合」（全山労）が発足した。全山労の結成は民有林の労働運動史上，画期的な出来事であったが，それは民有林の労働者独自の力で実現したものではなく，全国林野労働組合が組織綱領にもとづき，活動家の派遣や組合運営のための財政援助などによって，結成まで辿りついたものであった⁹⁾。

3 産別単一組織化構想

(1) 全林野「組織綱領草案」作成の経緯

東北闘争での敗北，組織分裂（日林労の結成）は全林野の組織的弱さを浮き彫りにし，全林野が組織強化の具体的な方法や展望を検討するきっかけとなった¹⁰⁾。また，1959年の公労委の仲裁裁定において，国有林の定員外職員・現業作業員の賃金は，地域別の同種産業賃金，民間賃金との均衡をはかるべきであるとする「地場賃金方式」の発想が示された。この仲裁裁定

6) その後2006年に全林野と日林労は組織統合を行い，全国林野関連労働組合が発足する。

7) 佐野（1988），148-149頁。

8) 1959年全林野第8回全国大会にて，川上村山林労働組合の書記長が，全林野の協力・援助による林業労働者の統一組織を進めてほしいと訴えている（笠原（1974）2-3頁）。

9) 笠原（1974）6-7頁。

10) 佐野（1985）168-173頁。

は、未組織の民間林業労働者の低賃金、劣悪な労働条件が、国有林労働者の賃金・労働条件の向上の足かせとなっていることを国有林労働者に認識させ、民間林業労働者の組織化、林業労働者全体の横断的結合を全林野みずからの課題とさせる契機となった¹¹⁾。

全林野は1960年にパンフレット「組織の前進のために一欠陥の克服と組織の改善」を作成する。このパンフレットでは産別組織化を目指す、とくに中産別組織化を目指すことが強調され¹²⁾、国有林だけでなく民有林を含めた労働者の産別組合、単一階層による職能別組合から全階層的な産別組合への変化が組織展望として示された¹³⁾。その後、このパンフレットは、「組織綱領草案」へと発展した。

(2) 全林野「組織綱領草案」の内容

「草案」の冒頭では、「当局が本気で組合つぶしの総攻撃をかけてきてもつぶれない」組織づくりと、「政府、独占資本の一環をなす林野行政、林業における搾取と搾取機構にきびしく対決し、懐に深く喰い入ってゆさぶる」闘いを目指すことが示され、そのための課題として、①国有林に働く労働者という限界があるため、農山村全般にわたって、他に安い賃金や労働条件で働く労働者が多数存在すること、②企業別闘争の枠を超えきれず、闘いの拡大が十分でないこと、③活動家層が薄く、活動が組織のすみずみにいき渡っていないこと、④福祉活動、文化、スポーツ活動の分野などにおいて、その対策が弱いこと、⑤単一組織でありながら、地本連合的要素が強く、さらに指導機構の不十分さから、まだまだ指導機関の指導性が弱いことが挙げられている¹⁴⁾。

全林野が「草案」で規定する産業別組織の確立とは、パルプの山林部に働く労働者、民間林業労働者など、林業に関係のある労働者すべてを地域別に横断して組織することである。そして組織機構については、専業労働者は職場ごとに分会を組織し、日雇的労働者は地域ごとに分会を組織し、これらを統括する支部を県単位で結成されることを想定し、地域の特性を考慮しながらも、規約や財政などについては全国的統一をはかっていくと述べられている。この構想のもとには、農山村地域の貧困が低賃金労働者を生み出し、それが林業労働者の低賃金につながっているという認識があることを「草案」は示している¹⁵⁾。

運動方針としては、当面は地域別・企業別の不均衡な発展を認めながらも、全ての山林労働者に共通する要求を産業別に統一化していく方向を示し¹⁶⁾、交渉権、スト権、妥結権について

11) 佐野 (1985) 182-184 頁.

12) 全林野 (1983) 811 頁.

13) 佐野 (1985) 171 頁.

14) 全林野 (1963) 3-5 頁.

15) 全林野 (1963) 29-35 頁.

16) 全林野 (1963) 36 頁.

も、一気に中央集権化する方向はとり得ないが、今後の闘いの積み上げのなかで、単一体として、より統制された組織に強化されるよう努力していくことが示されている¹⁷⁾。

「草案」で示された組織展望は、組織体制や運営に関する具体的内容を明確に示してはいないが、中産別組織として林業に関する労働者をすべて同一組織に統合する方針は明確であり、企業別連合体の産別組織ではない、産業別単一労働組合が志向されていたと言える。

(3) 全林野「組織綱領草案」の実践化・具体化

全林野による未組織民間林業労働者の組織化は、「組織綱領草案」策定より以前に始まっている。1957年に長野で、下山（失業）中の定期作業員が「全林野労組長野地本作業員連絡協議会」を結成したことに端を発し、下山者連絡協議会（下山協）は急速に広がり、1959年末には、当時の定期・月雇の組織人員の約半数（1万7,700人）が組織されるにいたった。1965年全国大会で、全林野は下山協を「分会地域班」と名称変更し、民間林業労働者との結びつきを強め、世話役活動をはかるなかから組織化を拡大する地域の中核的行動体としての位置づけを明確にした。このことは、失業中の国有林現業労働者をも全林野の組合員とし、組織活動に参加させるという特徴をもち、かつ地元の国有林以外の林業労働者、山村住民と全林野との結びつきを強める組織的拠点としての役割を果たすことになった¹⁸⁾。

1960年には、全林野と民間林業労働者の労働組合との協議会である「西日本山林労働組合協議会」（西林協）が誕生した。奈良県山労連は1952年頃から、全林野中央本部、とくに大阪地本と交流を図っていた。また、全林野と奈良県山労連の間には、参議院選挙で同じ全国候補者を推したことから、急速に接触が深められていった。このようにして、全林野の大阪・四国地本と奈良県山労連が中心となって、民間林業労働者の組織に呼びかけ、西林協が結成された¹⁹⁾。

「草案」が採択された翌年の1964年から1967年にかけて、全林野は3次にわたる「草案の具体的展開」を発表した。1964年の第1次「具体的展開」では、1967年までを産別組織への基礎体制確立期間とする段階的展望として、全林野と民間山林労組との全国協議会結成を目標とすることが示され、その具体的方針として、林業に携わる労働者を横断した林業労働者懇談会を地域別に組織し、それを民間林業労働者の組織母体とすること、そして民間林業労組の結成にあわせ、全林野との間に地域別、県単位別に林業労働組合協議会を設置することが示された。1966年の第2次「具体的展開」では、林業に携わる労働者を山林事業と木材事業とで区分し、山林・林業労働者を組織対象とする「中産別」の具体的な組織構想が明確にされた。また、国有林請負労働者の組織化についても明記された。1967年の第3次「具体的展開」では、

17) 全林野（1963）53頁。

18) 佐野（1983）117頁。

19) 佐野（1985）186頁。

山林労働者を形態別に分類するとともに、14の重点県にモデル分会を設定した²⁰⁾。

全林野が民有林未組織労働者の組織化に取り組むなか、西林協を全国的なものへと発展させた全国山林労働組合協議会（全山労協）が1966年に発足した。また、地方の協議体についても、1968年に「全国山林労働組合北見地方協議会」、1971年に「旭川地方山林労働者協議会」が結成された²¹⁾。

4 産別単一組織化の未達成

(1) 1980年代以降の産別単一組織化構想、森林労連の結成

1982年第35回全国大会で採択された「全林野労働組合基本綱領」には、「全林業関係労働者の要求達成に不可欠な単一産別組織確立に向かう」、「企業別労働組合の弱点を克服し、民間林業労働者の組織化をはかり、全林業関係労働者の共通の要求をとりあげ、未組織労働者を組織し、産別統一闘争を発展させる」と示されている²²⁾。

1980年代まで産別単一組織化の方針は維持されていた。一方で、「基本綱領」にて未組織民間林業労働者の組織化、産別単一組織化への展望が示されていたということは、組織拡大、組織単一化が思うように進んでこなかったとも言える。1950年代末より、未組織民間林業労働者の組織化、全山労との協議体結成・提携など、全林野は「草案」に沿った運動を展開してきたが、その運動は、企業別組合運動の枠を出ておらず、十分なものではなかったとする意見もある²³⁾。

| | | | |
|------|---|---------------------------|------------|
| 森林労連 | — | 全国林業関係労働組合……………134分会 | 組合員 4,079人 |
| | | (2006年に全林野と日林労が組織統合し結成) | |
| | — | 全国山林労働組合……………106支部 | 組合員 1,865人 |
| | — | 直接加盟の民間企業労働組合(38組合) …… | 組合員 402人 |
| | — | 緑資源機構労働組合(オブザーバー加盟) ……7支部 | 255人 |

図1 森林労連傘下の労働組合

注) 全国山林労働組合の支部数と組合員数は2015年のデータである。その他の組合数、支部数、分会数、組合員数は2014年のデータである。

資料) 池田正治氏(元全林野労働組合中部地方本部委員長)、犬飼米男氏(全山林労働組合副中央執行委員長)からの聞き取り調査をもとに著者が作成。

20) 佐野(1985) 188-191頁。

21) 笠原(1974) 5頁。

22) 全林野労働組合(1983) 28-29頁。

23) 全林野岩村書記長(当時)は、「やはり企業別組合の枠をそう出していない。やっぱり企業別組合ではなからうか。その弱さをいまわれわれは攻められている。直営直用を守るといっただけに終始したつもりは全くない。民林労働者の問題を全林野は決してないがしろにして自分たちのことばかりやってきたのではない。けれども30年間の歴史の大筋は企業別組合の運動であった。と自戒しないわけにはいかない」と述べている(全林野労働組合(1983) 1382頁)。

労働戦線統一が進み、日本労働組合総連合会（連合）が結成される直前の1989年10月、全山労協を発展的に解消し、全日本森林木材関連産業労働組合連合会（森林労連）が結成された²⁴⁾。そして、森林労連が産別組織として連合に加盟をし、その傘下に各労働組合が存在する形となっている（図1を参照）。森林労連は企業別連合体の産別組織であり、「草案」、「基本綱領」にて構想されていた産別単一組織とは異なる。1990年代以降、全山労の組織拡大は主要課題と明確に示されているが、国有林と民間林業労働者の組織統合については、組織の将来展望として明確に示されることはなくなった²⁵⁾。

（2）産別単一組織化を困難とする要因

林業労働者は一般的な労働者保護・保険制度の適用外に置かれることや、企業間移動が頻繁であった²⁶⁾。また、現在、全山労の組合員の約75%は白ろう病の患者やじん肺病の患者である。組合員が白ろう病患者だけの支部も存在し、そういった支部では対企業交渉は存在しない²⁷⁾。こうした林業労働者が抱える問題は、企業内の労使関係だけで解決することはなく、行政に対して政策的要求をする運動が労働組合に求められた。そのためには全国レベルでの組織化、さらに全林業労働者を統合する組織化が必要となった。

こうした産別単一組織化が求められる条件がある一方で、国有林労働者と民間林業労働者との間には、賃金水準、社会保障などすべてにわたる大きな格差が存在してきた。国有林労働者に対峙する経営体が、公的国家資本であり、そのことを前提に、大規模経営による集団的作業は就業を安定化させ、基幹部分に限定されるとは言え、近代的労働者を徐々に増加させてきた。他方、民間林業労働者が対峙する経営体の特徴は、資本の脆弱性と経営の小規模零細性である。それは低い技術水準のまま低賃金で雇用できる半農的性格を備えた多数の不安定就業労働者の存在を前提とする²⁸⁾。

組織単一化に対する労働組合関係者の現在の意識については、「国有林の賃金体系を持った組合と企業ごとに異なる賃金体系の組合が統合することはかなり難しい」²⁹⁾、「全林野独自の運動（日林労との統合など）があり、まずは自分たちの問題からという意識もある。全山労の組

24) 全林野労働組合名古屋地方本部（1993）1989年10月7日の記事。

25) 森林労連『全山労組織拡大ハンドブック改訂版』には、組織単一化に関する記載はない。また、長野地本の1991年第41回定期大会において、行動方針として決定した重点課題の1つに「闘う組織態勢の強化と組織の拡大」という項目があるが、組織単一化には触れられていない（全林野労働組合長野地本（1993）570-571頁）。

26) 佐野（1988）170-172頁。

27) 犬飼米男氏（全国山林労働組合副中央執行委員長）からの聞き取りによる。

28) 笠原（1987）1頁。

29) 犬飼氏からの聞き取りによる。

組織拡大も進んでおらず、民間林業労働者の結集に最大限取り組むことが主要課題であり、組織単一化までには至らなかった³⁰⁾といったように、国有林と民有林とで職業的類似性、作業の同一性はあるものの、雇用条件の差異、各組合が抱える諸課題等から、組織単一化が困難であったと認識されている。

5 おわりに

全林野「組織綱領草案」で示された組織の将来展望は、国有林労働者と民間林業労働者に関係なく、すべての林業労働者を単一組織に統合するものであった。企業別組織が運動の主体である日本の労働組合において、産別単一化を志向してきた数少ない事例の1つと言える。

産別単一組織化が求められた背景には、林野行政や労働行政に対する政策的課題に取り組まなければならないという事情があった。こうした課題に取り組むべく、「組織綱領草案」の具体的実践化が行われたが、私鉄産業やビール産業と同様、産別単一組織化は実現せず、方針・構想段階のままとなった。そこには、雇用環境における国有林労働者と民間林業労働者との差異が存在し、組織統合における様々な困難が立ちはだかった。また、全林野、全山労ともに独自の課題を抱えており、組織単一化への具体的な取り組みにまでは至らなかった。

労働戦線統一、連合結成を契機に森林労連が結成された。森林労連は産業レベルの組織であるが、企業別連合体であり、「草案」にて示された産別単一組織とは異なる。「草案」を起点とする産別単一組織化構想と森林労連との関連性、産別単一組織化から企業連合体の結成への方針変化については不明な部分が多い。ただ、全山労副中央執行委員長である犬飼氏は、「それぞれ単一の組合があって、政策的なこと、共同行動が必要なことは森林労連で行う体制で良いという考えに変わったのではないか。組織単一化と森林労連結成とのメリットは同じと考える³¹⁾」と述べており、各組合が独自に様々な課題を抱えるなか、組織単一化に注力するよりも、全山労協を産別組合化させることが、政策的な課題解決の現実的な手法として選択されたのではないかと考えられる。この産別単一組織化構想と森林労連との関係については十分に解明されておらず、今後の研究課題としたい。

謝辞

本論文の執筆にあたり、元全林野労働組合中部地方本部委員長の池田正治氏、全国山林労働組合副中央執行委員長の犬飼米男氏に聞き取り調査を行いました。両氏より林業の労使関係について、詳細にお話をさせていただくとともに、多くの貴重な資料を提供していただきました。

30) 池田正治氏（元全林野労働組合中部地方本部委員長）から聞き取りによる。

31) 犬飼氏からの聞き取りによる。

記して感謝申し上げます。なお、本論文における全ての誤謬は著者に帰するものであります。

本論文のテーマである「産別組合化論」は、松村文人先生が「産業レベル労使関係研究会」にて提示された課題であります。この研究会は、松村先生が中心となって、戦後日本の企業横断交渉の到達点を明らかにすることが主課題でありましたが、「産別組合化論」も重要な課題でありました。松村先生は、近年特に日本における産別組合化の必要性と可能性について関心を持たれていたと感じていました。

私が大学院に入学した直後、松村先生に指導教員をお願いをした際、既に多くの院生の指導を担当されていたことを知り、「大丈夫でしょうか」とお尋ねすると、松村先生が「大丈夫です。指導することは教員の使命です」とおっしゃったことは今でも鮮明に覚えております。以後、長きにわたって丁寧なご指導をいただきました。また、私が聴き取り調査を行う際には必ず同行していただき、非常に心強く感じていました。松村先生から賜った多くのご恩について感謝申し上げるとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

参考文献

- 笠原義人（1974）「戦後民有林労働運動の展開」『林業経済』27巻11号、1-11頁。
- （1987）「特集2 国有林問題を考える（Ⅳ）戦後国有林労働運動の展開過程」『林業経済』40巻6号、11-20頁。
- 松村文人編著（2013）『企業の枠を超えた賃金交渉—日本の産業レベル労使関係—』旬報社。
- 佐野稔（1983）「全林野論—産別組織化への努力と展望」『経済評論別冊 労働問題特集号』112-120頁。
- （1985）『現代日本の労働運動』日本評論社。
- （1988）『日本労働組合論』日本評論社。
- 白井泰四郎（1996）『労使関係論（第2版）』日本労働研究機構。
- 全日本森林木材関連産業労働組合連合会『全山労働組合拡大ハンドブック 改訂版』。
- 全林野労働組合（1963）『組織要綱草案』。
- （1983）『闘いの年輪—全林野30年史—』。
- 全林野労働組合長野地方本部（1993）『山に闘う—全林野長野40年史—』。
- 全林野労働組合名古屋地方本部（1993）『組合しんぶん（速報版）縮刷版』。